

保護者各位

学生総合保障制度のご案内

岡山理科大学共済会

拝啓 保護者のみなさまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岡山理科大学では良好な教育環境を整備するとともに学生が有意義な大学生活を送れるように生活指導を行っておられますが、近年学生の課外活動中の各種事故、あるいは学外での交通事故等による不慮の災害が全国的に増える傾向にあります。

そこで、学生生活を総合的に保障するため、岡山理科大学共済会『学生総合保障制度』という岡山理科大学独自の保障制度を岡山理科大学とタイアップしてご案内させていただきます。

岡山理科大学共済会の本制度では、お子様が学業、通学、クラブ活動、アルバイト、レジャー、インターンシップ中など学生生活を送る中で起こり得る様々な危険やトラブルを想定し、学内外を問わず、1日24時間、約款のとおり保障いたします。また、保護者のみなさまに万一の場合が起こり得る事にも配慮し、その場合にもお子様が学業を継続し、成就することができる保障を提供するものです。

つきましては、保護者のみなさまにはこの趣旨にご理解を賜り、任意の加入ではございますが、特段の事情がない限り、申込締切日までに、ご加入いただきますようご案内申し上げます。

末筆ではございますが、お子様が岡山理科大学において、充実した大学生活を送り、新時代を担うにふさわしい人材に成長されることを願っております。

敬具

学生総合保障制度 保障の内容

		共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金
【1】賠償責任		日本国内において被共済者(注1)(保障の対象となる方)が次の偶然的な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの(情報機器等に記録された情報を含みます。)(注2)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合(1)被共済者本人の本拠である住宅の所有・使用または管理に起因する偶然的な事故。(2)被共済者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)(注3)に起因する偶然的な事故。(注1)賠償責任における被共済者はご本人(加入者証の被共済者氏名欄に記載の方)と被共済者本人の親権者およびその他の法定監督義務者となります。(注2)受託品を破損した場合に負担する損害賠償責任については、その受託品が次に掲げる間に損壊、紛失、または盗取された場合に限り共済金をお支払いします。①受託品が被共済者の居住の用に供される住宅内に保管されている間。②受託品が被共済者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間。	1回の事故につき、賠償責任共済金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、被害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等をお支払いします。※情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円または賠償責任共済金額のいずれか低い額が支払限度額となります。
【2】 傷 害	死 亡	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激かつ偶然的な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡・後遺障害共済金額の全額をお支払いします。注:すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激かつ偶然的な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害共済金額の3%~100%をお支払いします。注:保障期間(保障のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。
【3】 病 気	治療費用	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激・偶然的な外来のケガを被り、国内で1日以上通院または入院をした場合。	健康保険等の自己負担分が共済金として支払われます。ただし、最初の治療の日から180日以内に被共済者が負担した費用のうち、本会が妥当と認めた額に限りです。注:高額療養費等が給付された場合には、その金額を除きます。
	死 亡	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が病気がよって死亡された場合。	死亡共済金額の全額をお支払いします。
【4】 救 援 者 費 用	治療費用	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が疾病を被り、国内で1日以上通院または入院をした場合。	健康保険等の自己負担分が共済金として支払われます。ただし、最初の治療の日から180日以内に被共済者が負担した費用のうち、本会が妥当と認めた額に限りです。注:高額療養費等が給付された場合には、その金額を除きます。
	死 亡	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が偶然的な事故に遭い、緊急な捜索・救援活動が必要な場合等に、その費用に対して共済金をお支払いします。	1回の事故につき、ご契約者・被共済者または被共済者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上、妥当とみられる金額を救援者費用共済金額を限度としてお支払いします。・捜索救援費用・交通費(救援者2名分まで)・宿泊費(救援者2名かつ1名につき14日分まで)・移送費用・諸雑費(国外の場合には20万円限度、国内の場合には3万円限度)
【5】 感 染 予 防 費 用		学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が次の直接の原因として右記費用を負担した場合●接触感染:臨床実習の目的で使用される施設内で、被共済者が直接間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症(以下「感染症」といいます。)の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます。)(注1)をいいます。●院内感染:臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延したとき(蔓延するおそれのある場合を含みます。)(注2)に、被共済者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症を発生させたこと(感染症を発生するおそれのある場合を含みます。)(注3)をいいます。	1回の事故につき、ご契約者・被共済者または被共済者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上、妥当とみられる金額を救援者費用共済金額を限度としてお支払いします。・捜索救援費用・交通費(救援者2名分まで)・宿泊費(救援者2名かつ1名につき14日分まで)・移送費用・諸雑費(国外の場合には20万円限度、国内の場合には3万円限度)
【6】 育 英 費 用		あらかじめ指定された学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)の保護者が急激かつ偶然的な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または、重度後遺障害が生じた場合。(重度後遺障害例)●両目が失明した。●咀嚼(そしゃく)または言語の機能を全く失した。●その他身体の著しい障害により、終身常に介護を要するときなど。	健康保険等の自己負担分が共済金として支払われます。ただし、最初の治療の日から180日以内に被共済者が負担した費用のうち、本会が妥当と認めた額に限りです。注:高額療養費等が給付された場合には、その金額を除きます。
【7】 学 資 費 用		あらかじめ指定された学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)の保護者が急激かつ偶然的な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または、重度後遺障害が生じた場合。(重度後遺障害例)●両目が失明した。●咀嚼(そしゃく)または言語の機能を全く失した。●その他身体の著しい障害により、終身常に介護を要するときなど。	死亡共済金額の全額をお支払いします。
【8】 学 資 費 用 (病 気)		あらかじめ指定された学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)の保護者が病気がよって死亡された場合。	保護者の方が扶養できなくなった日の翌日から保障期間満了日までの年数に、学業費用共済金額を乗じて得た額を学業費用共済金として一時に支払います。
【9】 生 活 用 動 産		あらかじめ指定された学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)の保護者が病気がよって死亡された場合。	保護者の方が死亡した日の翌日から保障期間満了日までの年数に、学業費用共済金額を乗じて得た額を学業費用共済金として一時に支払います。
【10】 借 家 人 賠 償		日本国内において学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が、所有している生活用動産が、火災・破裂・爆発・盗難などの偶然的な事故によって損害を受けた場合。(建物外に持ち出している間も保障されます。)(注:次のものは生活用動産に含まれませんのでご注意ください。●通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、旅券、切手、貴金属、宝石、美術品、義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、サーフボード、ウィンドサーフィン、船舶、自動車(バイクを含みます。)、山岳登山などの危険な運動等を行っている間の運動器具、移動電話等の携帯型通信機器、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯型電子事務機、ラジコン模型、動植物など。●家族が居住する建物内に所在する被共済者の生活用動産。	生活用動産共済金額を保障期間中の限度額として損害額をお支払いします。注1:1回の事故ごとに損害額のうち次の金額(免責金額)をご自身で負担していただきます。盗難事故の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の事故の場合1万円。注2:損害額は保証価額(時価額※)によって定め、保障価額が共済金額を上回るときは、その割合によって(比例てん補)生活用動産共済金額をお支払いします。 ※同じものを新たに購入するに必要な額から使用による損耗分を控除して算出した金額。注3:重複する保障契約が他にある場合には、共済金のお支払いが按分されます。
【11】 自 転 車 事 故 加 害 者 見 舞 金		日本国内において学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が、借用し、かつ使用する借戸室を被共済者の責めに帰すべき火災・破裂・爆発および水漏れにより損壊した場合において、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより、損害を被った場合。※借戸室の賃借名義人が学生・生徒(被共済者)以外の場合には、その賃借名義人を含みます。	1回の事故につき、借家人賠償責任共済金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害賠償責任のために要した訴訟費用等もお支払いします。注1:損害賠償額の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ本会にご相談ください。注2:重複する保障契約が他にある場合は、共済金のお支払いが按分されます。
【12】 ス ト ー カ ー 被 害 見 舞 金		学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)の自転車運行中に生じた被共済者の責めに帰すべき偶然的な事故により、本会が賠償責任共済金を支払い、かつ、次のいずれかに該当した場合。①被害者が死亡した場合②被害者が継続して1ヶ月以上入院した場合③本会が支払った賠償責任共済金が10万円を超えた場合。	自転車事故加害者見舞金額の全額をお支払いします。注:年間に1回のお支払いを限度とします。
【12】 ス ト ー カ ー 被 害 見 舞 金		学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が共済期間内にストーカー被害(注)に遭い、その対策として費用を支出した場合。(注)警察に被害届が受理された場合に限りです。	ストーカー被害見舞金額を共済期間中の限度額としてお支払いします。

共済金をお支払いできない主な場合

被共済者(保障の対象となる方)または保護者の故意による病気やケガ。被共済者または保護者の自的行為、犯罪行為または闘争行為による病気やケガ。被共済者または保護者の脳疾患、心身喪失によるケガ。天災保障付きタイプ以外での天災による損害、ケガ。戦争、内乱、暴動、テロ行為、核燃料物質の有害な特性などによる損害、病気やケガ。危険な運動を行っている間のケガ。被共済者の先天性異常。被共済者の妊娠、出産。保障開始日以前に発病していた病またはこれらと因果関係が認められる病気。他覚症状のない腰痛、背痛、首痛など。歯科疾病の治療のための入院。職務の遂行に直接起因する賠償責任。航空機、船舶、車両(原動力がもたらしたものを除きます)、銃器等の所有、使用または管理に起因する賠償責任。借戸室の改築・増築・取りこなしなどの工事に起因する借家人賠償責任。偶然的な外来の事故に直接起因しない保障の目的の電氣的事故または機械的的事故によって生じた損害。保障の目的の自然の消耗、摩滅、劣化、もしくは保障の目的の性質による腐蝕、さび、変色などの損害。
※その他、詳しい保障内容につきましては、学生総合保障制度約款をご参照ください。

- 【2】傷害・病気の死亡共済金受取人について特段のお申し出がない場合は、死亡共済金受取人は被共済者(保障の対象となる方)の法定相続人になります。
- 【2】傷害におけるケガには、有害ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- 【2】天災保障付きプランについては、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害を含みます(天災保障)
- 【2】急激かつ外来による日射または熱射による場合を含みます。
- 【3】疾病とは保障開始日以後に発病した病気を指します。

※岡山理科大学共済会 学生総合保障制度が本制度の正式名称となります。

事故にあわれた場合など、
学生総合保障制度に関するお問い合わせは……

岡山理科大学共済会事務センター

☎ 0120-355-232

am10:00~pm6:00(年末年始・土・日・祝日を除く)

- ※万一事故にあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。
- 正当な理由なく通知が無い場合は共済金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- ※傷害や病気で共済金を請求される場合は、病院等で発行された領収書が必要となります。

学生総合保障制度の特長 (学生総合保障制度保障の内容)

制度上の特長

特長1

卒業までの年度に関係なく、**1年ごとにお申込みいただくことができます。**



卒業年度までの一括支払いだけでなく、1年・2年・3年・4年・6年と必要な年数でお申込みいただくことができます。

(共済期間の満了日前に継続のご案内をお送りいたします。)

特長2

1日^{※1}約**25円**。
家計にうれしいお手頃な掛金です。

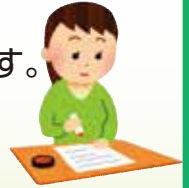


岡山理科大学による独自の共済制度のため、保障以外のコストをおさえることで、個人で保険に加入するよりもお得です。

※1 自宅学生用Ⅲ型プランの場合

特長3

払込手数料無料の簡単な手続きでお申込みできます。



面倒な告知は必要なく、記入例を参考に払込取扱表(加入依頼書)にご記入いただき、お近くの郵便局でお振込みいただくだけです。

保障上の特長

特長1

学生本人がケガで死亡または後遺障害を被った場合、**共済金をお支払いします。**
また、**ケガによる通院や入院を1日目から保障します。**

ケガは校内、通学中はもちろん、クラブ活動・旅行・レジャー・アルバイト・インターンシップ中など24時間365日保障します。医療機関の窓口で自己負担した費用を保障します(健康保険等の自己負担分を共済金としてお支払します)。熱中症や地震など天災^{※2}によるケガも保障します。 ※2 天災保障付きプラン

特長2

学生本人が病気により死亡した場合、**共済金をお支払いします。**
また、**病気による通院・入院を1日目から保障します。**

通院・入院の場合、医療機関の窓口で自己負担した費用を保障します(健康保険等の自己負担分を共済金としてお支払します)。 ※痔核・裂肛等も保障の対象となります。

特長3

保護者の方にケガや病気で万一のことであっても、**学費をサポートします。**



あらかじめご指定いただいた保護者の方が偶然な事故で死亡されたり、重度後遺障害を被った場合には生活費に困らないように一時金として育英費用を。また、授業料などに困らないように学資費用をお支払対象期間^{※3}に対してお支払いします。I型IV型をお申込みいただいた場合は保護者の方が病気や死亡された場合でも学資費用をお支払対象期間に対してお支払いします。

※3 お支払対象期間とは保護者の方が扶養できなくなった日の翌日から保障期間満了日までをいいます。

Check

特長4

ひとり暮らしの学生も、しっかりお守りします。

IV型・V型・VI型プランには学生本人が火災等の偶然な事故によって家主に対して法律上の賠償責任を負った場合に保障される借家人賠償責任保障と生活用財産保障が付いています。さらに学生総合保障制度では借家人賠償責任保障にも弁護士示談交渉サービスが付いていて安心です。

※場合によっては共済金額が充分ではないこともあります。必ず賃貸借契約を結ぶ際に、この保障制度が適用できるか確認してください。

特長5

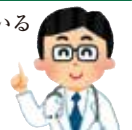
賠償事故を保障します。

学生本人または本人の親権者が自転車で事故を起こしたり、他人の物を壊したり等、法律上の賠償責任を負った場合に保障します。インターンシップ中やアルバイト中も保障の対象となります。弁護士示談交渉サービスが付いているので安心です。

特長6

救済者費用を手厚く保障します(最高200万円)。

学生本人が共済期間中に住宅外において被った傷害、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合などに救済者費用をお支払いします。



特長7

医療・福祉系の学生は感染事故予防も保障します。

実習先で担当した患者さんが結核を発症した場合など感染予防・検査費用として50万円を限度とする実費を保障します。

Check

特長8

岡山理科大学共済会ならではの**見舞金制度**で学生や保護者の方をサポートします。

万一、自転車事故で加害者になってしまった場合や、ストーカー被害に遭われた場合に見舞金をお支払いします。

学生総合保障制度の保障例 (下記のような事故の場合、お役に立ちます。)

◎ 傷 害

お支払事例 部活動でサッカーの試合中、相手選手と接触した際に転倒し、手首を骨折してしまいました。

治療費用実費

お支払事例 自転車で転倒して、足首を複雑骨折してしまいました。

治療費用実費

領収書に記載の自己負担金額に応じて共済金をお支払いします。

率	負担金	保障
割	5,250	円
全国共済会		

◎ 病 気

お支払事例 盲腸で入院・手術をした。

治療費用実費

◎ 育英費用・学資費用

お支払事例 契約者である扶養者が交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった。

育英費用 100万円

学資費用 最大4年分 400万円

→ 支払共済金 **500万円**

◎ 賠償責任

弁護士示談
交渉サービス

お支払事例 公園でボール遊びをしていて、隣家の屋根を壊してしまいました。

賠償保障 35万円

→ 支払共済金 **35万円**

お支払事例 自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせ、自分もケガをしてしまった。

賠償保障 135万円

治療費用実費 5万円

自転車事故加害者見舞金 5万円

→ 支払共済金 **145万円**

◎ 借家人賠償

弁護士示談
交渉サービス

お支払事例 下宿で料理中に電子レンジから発火。天井と壁を焦がしてしまい自分の衣服なども燃えてしまった。

借家人賠償 35万円

生活用動産 20万円

→ 支払共済金 **55万円**

*4年V型に加入された際の保障例です。
*弁護士示談交渉サービスのご利用は本会の書面による同意が必要となります。